

○北信保健衛生施設組合一般職の職員の給与の支給に関する規則

(昭和 57 年 3 月 26 日 規則第 8 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 規則第 2 号

北信保健衛生施設組合一般職の職員の給与の支給に関する事項は、中野市一般職の職員の給与の支給に関する規則（平成 17 年中野市規則第 37 号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。